

普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定

第1条（証券類の受入れ）

- （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- （5）証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条（振込金の受入れ）

- （1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第3条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第5条第4項第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第4条（取引の制限等）

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- （2）1年以上利用ない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- （3）日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保有している旨を当金庫所定の方法により、届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することがあります。

- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第5条（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫に申出てください。
- (2) 前項の解約手続に加え、当該預金口座の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きを行いません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引の全部または一部を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」第5条（譲渡、質入れ等の禁止）第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第4条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥第4条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

(5) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合ある場合、当金庫所定の方法により解約金をお支払します。また、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

6. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以上

(令和2年1月6日改定)